

個人情報保護制度スタート

4月1日から、上三川町の個人情報保護制度がスタートしました。

この制度は、町が保有する自己の個人情報に対する開示（訂正等）請求の権利を保障することで、個人の権利利益を保護し、公正で信頼される町政の推進に役立てることを目的として規定したものです。

「上三川町個人情報保護制度」の概要は次の通りです。

◆個人情報保護の対象となる機関

（実施機関）

町長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・水道事業・議会です。

◆開示（訂正等）を請求できる人

実施機関に、自己に関する情報を収集、利用又は、保管されている人は請求することができます。

◆開示できない情報

自己情報は、原則としてその本人に開示します。しかし、自己情報であっても、例外として次のいずれかに該当する情報のように、開示できないものもあります。

- 法令や条例の定めるところにより開示できないとされている情報。
- 個人の評価、診断、判定、選考などに関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められる情報。
- 開示することにより、請求者以外の人の正当な権利利益を害すると認められる情報。
- 開示することにより、実施機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生ずるおそれがある情報。
- 人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持のため、開示しないことが必要であると認められる情報。
- 実施機関が、審査会の意見を聞いて、公益上開示しないことが必要であると認めた個人情報。

◆開示（訂正等）請求の方法

町総務課行政管理係が、この制度の担当窓口です。開示（訂正等）を請求される人は、担当窓口備え付けの開示（訂正等）請求書に、必要事項を記入の上、提出してください。ただし、開示（訂正等）請求をしようとする人が、未成年者若しくは成年被後見人、又は病気その他やむを得ない理由により、自ら請求



書を提出することができないものと実施機関が認めたときは、代理人により請求書を提出することができます。

※請求の際には、本人であることが確認できる書類もあわせて提示、又は提出する必要があります。また、訂正請求の場合は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類が必要です。

◆開示・不開示等の決定

開示（訂正等）請求書の提出があった日の翌日から起算して原則15日以内に、情報の開示・不開示等の決定をします。

なお、開示（訂正等）された情報に第三者の情報が記録されている場合や開示（訂正等）請求のあった情報が大量である場合などは、受理した日の翌日から30日を限度として決定期間を延長することがあります。

◆公開の費用

情報の写し交付の場合は、1件1部まで無料です。ただし、これを超える場合は、コピー1枚につき白黒20円・カラー100円が請求者の負担となります。

◆決定に不服がある場合

不開示（部分開示）等の決定に対し、不服がある場合には、その決定を知った日の翌日から起算して60日以内にその決定を行った実施機関に対し、不服申立てをすることができます。不服申立てがあった場合は、「上三川町個人情報保護審査会」で決定の適合性について審査をし、実施機関はこの審査会の答申を尊重し、再決定を行います。

▼問い合わせ先＝総務課 行政管理係

☎ 9116

健康のためにたばこを控えてみよう。

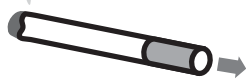
健康増進法が2003年5月1日から施行されました

この法律は、「国民みんなが元気で長生き！」を目指して生まれました。「健康日本21」が、2000年から2010年までの国民健康づくり運動として推進されていますが、「健康増進法」は、この「健康日本21」を支える法的基盤となるものです。

そして「健康日本21」では、生活習慣病予防のための生活習慣に関する9つの分野で、実践可能な目標を定めています。

今回は、その中の1つである「たばこ」について考えてみたいと思います。

副流煙：たばこの火から立ち上る煙フィルターを通っていないため、有害物質がそのまま漂い、主流煙よりも2~4倍多く含まれます。



喫煙者が吸うたばこの煙

「たばこ編」

「受動喫煙」とは、たばこを吸わない人が、室内やその他のいろいろな場所で、知らないうちに他人のたばこの煙を吸わされていることです。たばこの有害物質は、漂う煙に多く含まれているため、喫煙している人の近くにしていると健康を害する危険度が高くなります。

たばこの有害物質

たばこの煙には、約200種類もの有害物質が含まれています。その中の数種類が発がん物質です。

代表的な有害物質

ニコチン Ⅱ 血圧を上げたり、心拍数を増やして心臓に負担をかけます。依存性が強く、たばこをやめられない原因になります。
タール Ⅱ 発がん物質が多く含まれます。肺を悪くしその働きを低下させます。

一酸化炭素 Ⅱ 血液中のヘモグロビンと結びついて、酸素を運びにくくするため、心臓への負担が大きくなります。

たばこを吸う人への危険
○ がんにかかりやすい

喫煙による病気では、肺がんを思い浮かべがちですが、実は肺より喉頭がんのほうがかかる率が高くなっています。それ以外でも、がんにかかる率はたばこを吸わない人に比べ高くなっています。

○ 関係する病気はがんだけではなく、狭心症や心筋梗塞、ぜんそく、気管支炎、胃・十二指腸潰瘍など、多くの病気にかかりやすくなります。

○ 女性の喫煙

女性特有のがん（乳・子宮）の発症率が高まるのはもちろん、妊娠中の喫煙では、流産・死産・未熟児の出産等の原因になります。

○ 未成年の喫煙

若いときに吸い始めるほど、中毒性が高くやめられなくなり、がんや心臓病等の病気にかかりやすくなります。

○ 周りの人への危険

○ 1日20本以上吸う人の妻は、吸わない人の妻に比べて、肺がんで死亡する割合が2倍というデータがあります。

○ 母が喫煙している場合、子どもが肺炎や気管支炎、喘息等をおこす割合が高くなっています。

たばこを吸わない人への配慮
○ 大人が良い見本となる

子どもが喫煙を始めるきっかけの1つに、「家庭内でタバコを吸う人がいた」ということがあげられます。親に喫煙習慣があると、身近にたばこがあったため、喫煙への抵抗感が低いと考えられます。また、いつでもたばこが近くにあれば、喫煙が可能な状態を作っていることにもなります。

○ 吸った後はきちんと消して吸殻へ。
○ 置きたばこは控えましょう。

○ 子どもや病人、妊婦の方の前でたばこを吸わないようにしましょう。

○ 混雑した場所や、締め切った室内での喫煙は控えましょう。

▼ 問い合わせ先 健康福祉課

保健衛生係 ☎ 9132

保健センター内全面禁煙にご協力を！

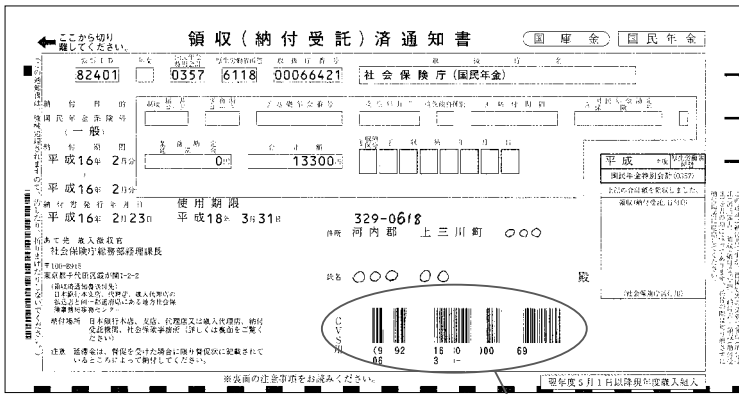
健康増進法第25条「学校・体育館・病院・劇場・観覧場・集会場・展示場・百貨店・事務所・公官庁施設その他多数のものが利用する施設を管理するものは、これらを利用するものについて、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるように努めなければならない。」に基づき、保健センターも4月1日から施設内を全面禁煙とさせていただきます。

利用者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

国民年金保険料がコンビニエンスストアで納められます！

4月以降に発行する国民年金保険料の納付書に、コンビニ収納用のバーコードが印字されました。この制度により、夜間・休日にもお近くの「コンビニエンスストア」で、保険料を納められることになりましたのでご利用ください。

(コンビニ収納用バーコードが印字されている納付書が対象となります)



バーコード

【国民年金の届出】

ライフスタイルによって、加入者の種類が変わることがあります。下記のようなことがあった場合は、国民年金係まで届出をしてください。届出をしなかったために、年金が受けられなくなることもありますのでご注意ください。

★現在、第1号被保険者の人

こんな時	届出先	必要なもの
会社員・公務員になった	新しい勤め先	年金手帳
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	配偶者の勤め先	年金手帳
住所、氏名が変わった	町役場	年金手帳

★現在、第2号被保険者の人

こんな時	届出先	必要なもの
退職した	町役場	年金手帳、離職年月日のわかる書類
職場を退職し、すぐに再就職した	新しい勤め先	年金手帳、離職年月日のわかる書類
結婚し、会社員・公務員に扶養されるようになった	配偶者の勤め先	年金手帳

★現在、第3号被保険者の人

こんな時	届出先	必要なもの
配偶者の扶養からはずれた	町役場	年金手帳、扶養から外れた日のわかる書類
会社員・公務員になった	新しい勤め先	年金手帳
配偶者が第1号被保険者になった	町役場	年金手帳、配偶者の離職年月日のわかる書類
配偶者の加入する年金制度が変わった	配偶者の勤め先	年金手帳

春は異動の季節です 国民年金の異動も忘れずに！

私たちはいつまでも元気に暮らしたいと願っていますが、老後は必ずやってきます。また、病気やけがで障害者になったり、一家の担い手を失うといった不慮の事故がいつおそってくるかわかりませ

ん。年金制度は、こうした時にお互いに助け合う制度です。そのため、国民年金には、日本国内に住む20歳から60歳になるまでのすべての人が加入しなければなりません。

【加入する人】

加入者は3つのグループに分けられます。

◆第1号被保険者「20歳～60歳未満」

自営業者・自由業者・農林漁業者・無職・などの人とその配偶者、学生

※第2号、第3号被保険者に該当しない人

◆第2号被保険者

厚生年金、各種共済組合の加入者(現役会社員や公務員など)

◆第3号被保険者「20歳～60歳未満」

厚生年金・各種共済組合の加入者である第2号被保険者に扶養されてる配偶者

※ただし、届出が必要です。

会社員等の

被扶養配偶者の人へ

第3号被保険者とは？

厚生年金や共済組合などの加入者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人をいいます。（ただし、届出が必要です。）

第3号被保険者は保険料を納める必要はありませんが、第3号被保険者としての届出が必要です。届出が遅れたり、怠ったりしますと、将来年金が受けられなくなる場合もあります。必ず加入手続きをしてください。

第3号の届出はどこの？

配偶者である第2号被保険者の事業所を経由して申請します。（平成14年4月から）

（健康保険の扶養届と第3号被保険者の届出を同時に行います）

こんな時は？

第3号被保険者届出後に次のようなことがあった場合、第3号被保険

者でなくなりしますので、国民年金の窓口の内容のわかる書類を提出し届出をしてください。

・配偶者が会社を辞めた時。

（第3号↓第1号）

・本人の収入が増えて、被扶養配偶者ではなくなった時。

（第3号↓第1号）

・離婚し、扶養からはずれた時。

（第3号↓第1号）

厚生年金のある会社に勤めたら？

第3号被保険者本人が厚生年金に加入した時は（第3号↓第2号になる）、本人の勤務先での申請となりますので、配偶者の勤務先に、扶養からはずれる手続きが必要になります。

その後本人が会社を辞めた場合には、第1号（町への届出）又は、第3号（配偶者の勤務先への届出）の手続きが必要になります。

手続きがもれてしまうと、将来、年金が受けられなくなることもありますのでご注意ください。

▼問い合わせ先＝住民課

国民年金係 ☎9127

宇都宮西社会保険事務所

☎028(622)4222

ごみの話

「身近なところから実践しよう」

町の可燃ごみは、宇都宮市、石橋町の1市2町で、資源物、不燃物、危険ごみ、粗大ごみは宇都宮市、石橋町、河内町、上河内町の1市4町でそれぞれ共同処理をしています。現在、宇都宮市との合併が検討されていますが、資源物とごみは、平成13年4月から分類の仕方などが統一されています。しかし各市町によって若干異なる部分があります。例えば、びん・缶類、不燃物を出すのに上三川町ではコンテナを使用していますが、宇都宮市では使用していません。ビニールの排出を少なくするためと、出した物の状態を確認するのにコンテナ方式は優れており、今後とも続けていく予定です。

逆に、宇都宮市で行っていて上三川町でまだ取り組んでいないものに、白色トレイの回収があります。魚や惣菜、和菓子など小分けする容器として、白色トレイが多く利用されています。これらは、自宅へ持ち帰ると、燃やせるごみとして出しているのが現状です。

回収方法や回収場所などの問題から、町ではまだ白色トレイの回収を行っていませんが、町内のスー

パーでは回収ボックスを置いているのを見かけます。買い物の時に、集めた白色トレイを持っていくようにしたらいかがでしょう。

白色トレイは、ラップやラベルをはがし、水洗いした後、よく乾かしてから出してください。可燃物全体の量に比べれば、白色トレイを全部資源化したとしてもごみの減量化はわずかかもしれませんが、行動を起こす、資源化に取り組むということがとても大切です。白色トレイの回収を面倒がらずにできるということは、紙パックや他の資源物の回収にもつながります。

宇都宮市で行っていて、上三川町でまだ実施していないものとして、リサイクル推進員制度があります。これは各自治会ごとに1人、リサイクル推進に取り組んでいただくリーダーを決め、ごみの資源化・減量化を地域で考え、取り組んでいただくものです。この制度は、自治会長の皆さんと協議をしながら検討していきたいと思っています。

▼問い合わせ先＝生活環境課 清掃係 ☎9131